

第3次 中期経営計画書

(令和3年度～令和5年度)



令和3年6月

能 登 森 林 組 合

JForest 森林組合綱領

— 私たち森林組合のめざすもの —

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

- 一、森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ごう。
- 一、森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- 一、JForest 森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- 一、協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追おう。

目次

| | |
|--------------------------------|-----|
| はじめに | 90 |
| 経営理念 | 91 |
| 経営の基本方針 | 92 |
| 実践事項Ⅰ「県・市町と連携した地域森林管理体制の確立」 | 93 |
| 実践事項Ⅱ「循環型林業の確立と木材販売力の強化」 | 95 |
| 実践事項Ⅲ「高度人材の確保・育成」 | 97 |
| 実践事項Ⅳ「協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立」 | 99 |
| 実践事項Ⅴ「県民生活及びSDGsへの貢献」 | 101 |
| 損益計画「総合損益計算書」 | 103 |
| SDGs宣言【SDGsの取り組み】 | 104 |
| 参考資料「過去5カ年の事業実績等」 | 105 |

はじめに

平成30年（2018年）から令和2年（2020年）までを計画期間とする第2次中期経営計画の期間が満了となりました。

第2次中期経営計画では、国産材需要の高まりと林業所得向上の要請等に応えるべく、「森林組合間連携による組織・経営基盤の強化」、「県産材の生産拡大と安定供給体制の構築」、「持続可能な低コスト林業システムの確立」を軸とし、様々な取組みを進めてまいりました。

加えて、「役職員の資質向上・安心して職務に精励できる就業環境の改善」、「自己資本の増高による財務基盤の強化」に努めてきたところです。

令和3年度から、新たな森林組合系統運動「J Forestビジョン2030（仮称）」が始動するとともに、改正森林組合法の施行と新たな森林林業基本計画が策定されます。

このほか、3年目を迎えた森林環境譲与税については400億円が措置され、4年目となる令和4年からは500億円に増額されるなど、林業振興政策が加速いたします。

また、国では「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、「グリーン成長戦略」の政策が開始されるほか、石川県においても「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2021」の取組みがスタートし、林業収益力の向上、県産材生産量の倍増を図るための施策が展開されます。

こうした林業への追い風をしっかりと受け止め、森林組合が「意欲と能力のある林業経営者」としてその機能を十分に発揮した上で、地域林業の活性化と森林資源の循環利用に資するよう、事業活動を進めていく必要があります。

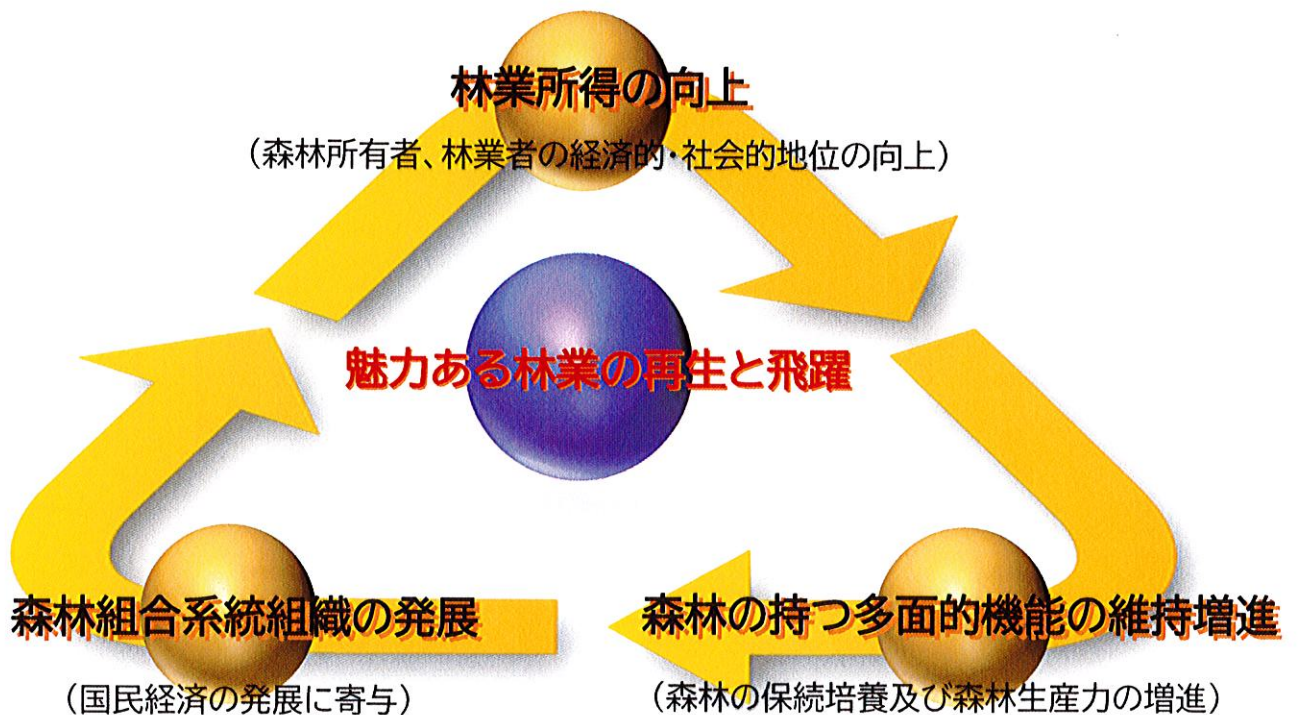
そのためには、森林所有者が安心して所有林の経営や県産材の販売等を委託できる組織として、自浄作用が機能するコンプライアンス態勢を確保し、系統組織力を活かした効率的・効果的な事業運営を追求して行くことが求められています。

ついでには、組合員ニーズに即した事業提案と活力ある森林組合活動を展開の上、県産材生産量の拡大、林業所得の向上の実現を図るため、ここに令和3年から令和5年を計画期間とする第3次中期経営計画を樹立いたします。

経営理念

- ・ 林業振興を通じて地域経済の発展に貢献する。
- ・ 持続可能な森林経営により、健全な森林を造成し、環境保全を図る。
- ・ 協同組合精神を遵守し、組合員の社会的、経済的地位の向上を図る。

〈J Forest 系統経営理念〉



経営の基本方針

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々・森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用を協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していく。

その上で、先人達が植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じ、組合員の経済的社会的地位の向上はもとより以下の3つの課題に取り組むこととする。

1 組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

2 林業所得の向上・就業環境の改善

他産業との賃金格差や労働環境の課題がある中、森林組合系統の業務に従事するすべての職員の所得向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

3 事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始動する中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定した黒字経営を継続的に確保する。

実践事項Ⅰ 県・市町と連携した地域森林管理体制の確立

《重点実施項目》

(1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議・策定への参加

森林環境譲与税や森林経営管理制度により地域の森林管理における市町の役割が高まっていることを受け、地域の森林の長期的な管理方針について、「経済林」、「環境林」、「里山の広葉樹林」、「奥地の天然林」、「海岸防災林」にゾーニングし、それぞれの区分に応じた森林管理方針について、市町に提言・協議を積極的に行う。

(2) 計画的かつ面的なまとまりのある森林整備の展開

組合員所有森林を中心とした施業集約化・合意形成、具体の施業プランづくり、同プランに基づく森林施業等は、森林組合の中心かつ本来的な業務であることから、森林経営計画に基づく森林施業等を積極的に実施するほか、地域の要請に応えた魅力ある事業提案の実施を引き続き推進する。

また、松くい虫や野生獣による森林被害の発生を最小限に留めるため、行政機関への情報提供、関係事業の受注に注力する。

(3) 森林環境譲与税、いしかわ森林環境税の有効活用

森林環境譲与税が森林整備や県産材の利活用拡大に資する施策に余すことなく活用されるよう、森林所有者を代表して用途に関する提言・要請を行うとともに、予算化された施策を推進する。

(4) 森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度が円滑に進むよう、対象地の選定、森林所有者への意向調査、所有者不明森林への対応等の取組強化を市町と連携して実施する。

部門別取組事項

| 所管部門 | 取組事項 | R3 | R4 | R5 |
|---------|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| 指 導 | 地域の森林管理方針について、市町への提言・要望活動等の展開 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 販 売 | 県産材需給に伴う伐採販売等の情報収集及び販促活動の実施等 | ● | ➡ | ➡ |
| 森 林 整 備 | 利用間伐、更新伐等の受託 | 250ha 210百万円 | 270ha 230百万円 | 300ha 260百万円 |
| | 主伐・再造林の受託 | 16ha 40百万円 | 20ha 45百万円 | 25ha 50百万円 |
| | 森林環境譲与税・いしかわ森林環境税を活用した森林整備 | 220百万円 | 230百万円 | 250百万円 |
| | 森林経営計画策定面積 | ha 5,000 | ha 5,200 | ha 5,500 |
| | 松くい虫や野生獣による森林被害抑制のための優良事例等の情報収集、行政機関への提言、関係事業の受注 | ● | ➡ | ➡ |

「部門別取組事項の記号について」

(1) R3～R5各欄の記号(◎、⇨、●、➡)は次の事項を示す。

「◎」：検討開始

「⇨」：継続的な検討

「●」：実施年度(一部実施を含む)

「➡」：継続的な実施

(2) 各年度の数値は取組事項の取扱高、当該年度に養成・確保する人数等を示す。

実践事項Ⅱ 循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

≪重点実施項目≫

(1) 森林の適切な整備と災害対応

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減目標の達成に加え、近年多発する気象災害を受けて森林の持つ国土保全・水源涵養などの機能に、国民・県民の期待が高まっている。このことを踏まえ、引き続き健全で豊かな森づくりに向け間伐等の森林整備と森林保険への加入を強力に推進する。また、災害発生時には、行政や電力・道路等重要インフラ管理機関と連携し、被害調査や孤立集落の支援、支障木除去などに貢献する。

(2) 低コスト・循環型林業の確立

事務・管理を含めたコスト低減に向け、ドローンの本格的な活用とICT技術の実践等を進めるとともに、効率的な施業方法等を確立し、地域にあった低コスト・循環型林業に取り組み山元立木価格の上昇を目指す。

これらの取組みを進める基盤として、石川県・市町と連携し、施業集約化・森林経営計画策定の促進、林業専用道・森林作業道の整備を引き続き推進する。

(3) 県産材生産量の拡大と安定供給体制の構築

継続的に森林組合間連携を進め、大口需要先等への県産材の安定供給を展開するための体制整備、組織や地域の垣根を超えた職員・協力事業者間の交流等を進め、県産材生産量の拡大を図る。

また、大径材販売先の開拓、効率的な木材輸送の在り方、リース・レンタルを含めた高性能林業機械の導入について検討する。

(4) 木材利用の普及啓発

自治体庁舎や商業施設等の非住宅建築分野においても積極的に木質化に取り組む動きの高まりと輸入木材の減少傾向により、今後更なる地域材の利活用が期待されており、加工事業を通じ品質の高い木材製品の供給に努める。特に『能登ヒバ』製品の開発販売に注力する。

部門別取組事項

| 所管部門 | 取組事項 | R3 | R4 | R5 |
|---------|--|----------------------|----------------------|----------------------|
| 指 導 | 石川県等との災害協定の締結による復旧・復興支援 | ◎ | ➡ | ➡ |
| 販 売 | 素材買取販売の取扱量 | 30,000m ³ | 32,500m ³ | 37,500m ³ |
| | 素材受託販売の取扱量 | 5,000m ³ | 7,500m ³ | 7,500m ³ |
| | 需給マッチングシステムを活用した生産計画の進捗管理、効率的輸送の試行 | ● | ➡ | ➡ |
| | 大径材の販路拡大 | ◎ | ⇨ | ⇨ |
| | 高性能林業機械の導入・拡充（リース・レンタル含む） | ● | ➡ | ➡ |
| 加 工 | 木材利用の普及啓発、『能登ヒバ』製品の開発 | ● | ➡ | ➡ |
| 森 林 整 備 | ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な施業提案システムの構築 | ● | ➡ | ➡ |
| | 施業集約化支援のため AI（人工知能）技術を活用した樹種判別・境界候補図作成等の技術開発支援 | ◎ | ⇨ | ⇨ |

実践事項Ⅲ 高度人材確保・育成

《重点実施項目》

(1) 事業運営に必要な人員の確保と育成

令和3年3月末での常勤役職員数（技能職員を除く。）は32名、技能職員数は71名であり、県産材生産量の拡大、森林経営管理制度等への対応など、森林組合に対する期待が多様化している状況では十分な人員体制であるとはいえない。

このため、関係機関と連携し、在職者の資質向上やICT等を活用した効率化、協力事業体を含めた人事の交流を推進するほか、新卒者や異業種・移住希望者等に対しても本県及び林業の魅力を発信するなど、積極的なアプローチを展開する。

(2) 森林施業・経営プランナーの育成

森林施業プランナーの能力向上に資するための研修会を関係機関と連携して実施するほか、主伐・再造林を含めた長期的な森林整備計画や県産材の有利販売、事業体間の連携などの業務を担う森林経営プランナーの育成を通じて収益力の一層の強化を図る。

(3) 安全・安心な労働環境の確保と魅力ある職場の形成

働きがいのある職場づくりや新規就業者の定着率向上を目指し、労働災害の撲滅をはじめ、各種作業の労働負荷の軽減、福利厚生の充実、他業種に負けない賃金水準の確保、安全作業技術習得のための研修等の実施に取り組む。

また、全役職員の知識・技術の向上、資格取得を奨励するほか、やりがいを持ってその能力を最大限に活かすことができるよう能力・業績などを客観的に評価する能力評価を引き続き実施し、働く意欲の向上、役職員のスキルアップを図る。このほか、「緑の雇用」事業を活用し、計画的かつ効果的に技能職員の知識・技能の向上に努めるなど、組織的に貢献する人材育成の取組みを実施する。

部門別取組事項

| 所管部門 | 取組事項 | R3 | R4 | R5 |
|---------|----------------------------|----|----|----|
| 指 導 | 森林組合監査士の増員 | 2人 | 1人 | 1人 |
| | 森林施業プランナー能力向上研修の実施 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 労対基金等との連携による安全作業能力向上研修等の実施 | ● | ➡ | ➡ |
| | 労対基金等との協働による人材確保の実施 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 安全装備品の支給 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 販 売 | 県産材流通コーディネートの強化 | ● | ➡ | ➡ |
| 森 林 整 備 | 森林経営プランナーの設置(養成) | 3人 | 3人 | 2人 |
| | 技能職員の新規採用人数 | 3人 | 5人 | 5人 |
| | 定期的な安全会議の開催による労災防止意識の高揚 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | フォレストワーカー(FW1)の育成 | 1人 | 3人 | 3人 |
| | フォレストワーカー(FW2)の育成 | 1人 | 1人 | 3人 |
| | フォレストワーカー(FW3)の育成 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | フォレストリーダー(FL)の育成 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | フォレストマネージャー(FM)の育成 | - | - | 1人 |
| 管 理 | 総合職の新規採用人数 | | 1人 | 2人 |
| | 人事評価制度の実施 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 高齢者雇用安定法(70歳雇用)の対応制度の確立 | ◎ | ⇨ | ⇨ |

実践事項Ⅳ 協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

《重点実施項目》

(1) 組合員ニーズへの対応

森林組合及び所有森林に対する組合員の関心を高めるためには、組合員ニーズを捉える必要があることから、座談会等により情報交換を綿密に実施し、多様化する組合員ニーズを汲み上げた事業展開の実施を目指す。

また、主伐再造林を着実に進めるため、優良苗木、事業物資等を系統機関と連携し、供給体制の整備を図る。

(2) 森林組合間連携による組織・経営基盤の強化

改正森林組合法で盛り込まれた販売事業や法人経営等に関し実践的な能力を有する者の理事登用を進めるとともに、引き続き、石川県森林組合連携協議会を通じた諸課題等の解決、情報の共有化、組合間の経営動向に関する情報交換等を行い、連携体制の更なる強化を図る。

また、財務基盤の安定化を図るため、事業経費、一般管理費の徹底管理と節減に努め、継続して事業利益の確保に努める。

(3) コンプライアンス意識の高い組織の構築

全ての役職員が「不適正事案を撲滅する」という強い意志をもってコンプライアンス態勢を強化する体制づくりに貢献する。具体的には、内部統制（ガバナンス）の強化に向けて、内部監査の導入、専門家監事の登用、継続的な研修の実施等を進めるとともに、これらの事項について定着を推進する。

部門別取組事項

| 所管部門 | 取組事項 | R3 | R4 | R5 |
|---------|---|---------------|---------------|---------------|
| 指 導 | ホームページ・広報誌による情報発信 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 林業地区座談会等の開催 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | コンプライアンス研修等の開催 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 |
| | 内部監査制度の導入・浸透・定着 | ● | ➡ | ➡ |
| 販 売 | 県産材の買取、直送体制の強化 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 県産材供給量の拡大に向けた安定供給会議への参加 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 森 林 整 備 | 山行苗木供給高 | 55千本 12百万円 | 61千本 13百万円 | 67千本 15百万円 |
| | 石川県森林組合連携協議会を通じた諸課題等の解決、情報の共有化、組合間の経営動向に関する情報交換 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 管 理 | 実践的能力を有する理事の配置数 | 1名 | 2名 | 2名 |
| | 専門家監事の登用 | ◎ | ⇨ | ⇨ |
| | 自己資本比率(自己資本/総資産)の目標 | 89% | 90% | 90% |

実践事項Ⅴ 県民生活及びSDGsへの貢献

《重点実施項目》

(1) SDGs宣言の実施

国民・県民の森林に対する期待は、山崩れ、洪水、地球温暖化の防止や水源の涵養をはじめ、野生動植物の生息、木材の生産、森林レクリエーションなど多岐にわたる。森林環境譲与税は広く国民から徴収され、その用途について森林組合系統も説明責任を負っていることを自覚し、地域住民はもちろんのこと、都市部の住民も含めた期待に応えていく。

こうしたことを踏まえ、「SDGs宣言」を行い、系統一丸となってSDGs達成に貢献するとともに、合法木材証明や森林認証の取得・継続に取り組む。加えて、森林組合の事業活動の多くがSDGsに密接につながっていることについてマスメディア等を通じ積極的にアピールし、森林組合の認知度や社会的意義への理解を高める広報活動を展開する。

(2) 異業種との連携

全国でJA、JFのほか生協等の異業種の協同組合や商工会、商工会議所等との連携が広がっていることを受け、本県においても引き続き関係団体との交流・連携を積極的に進め、森林組合の活躍の場を広げる。

部門別取組事項

| 所管部門 | 取組事項 | R3 | R4 | R5 |
|---------|----------------------------|----|----|----|
| 指 導 | SDGs 宣言の推進 | ● | ➡ | ➡ |
| | マスメディアを通じた森林組合活動の広報 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 協同組合間交流会の実施 | ➡ | ➡ | ➡ |
| 販 売 | SGEC認証制度への登録 | ◎ | ➡ | ➡ |
| | 石川県産材ロゴマークの普及 | ● | ➡ | ➡ |
| 森 林 整 備 | 主伐・再造林を推進し資源の循環利用に貢献 | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 森林の多面的機能と生物多様性に配慮した森林整備の推進 | ➡ | ➡ | ➡ |

石川県産材ロゴマーク



- 石川県の森林から生産された木材・木材製品であることを県の形と3本の木で表現
- 3本の木は、「県産材を育てる人」、「県産材を加工する人」、「県産材を建物や家具などに利用する人」が連携して県産材を消費者へ届けることを表現
- 県産材を活用することによって育まれる豊かで健全な森林と木のイメージをグリーンとブラウンで表現

損益計画

総合損益計算書

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 実 績 | 令和3年度 計 画 | 令和4年度 計 画 | 令和5年度 計 画 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 事業総収益 | 922,651 | 886,265 | 942,000 | 1,012,800 |
| 指 導 | 5,372 | 4,200 | 6,000 | 6,500 |
| 販 売 | 227,386 | 219,089 | 240,000 | 272,800 |
| 加 工 | 30,726 | 40,000 | 45,000 | 50,000 |
| 森林整備 | 659,167 | 622,976 | 651,000 | 683,500 |
| 事業総費用 | 681,353 | 645,156 | 695,800 | 749,000 |
| 指 導 | 5,336 | 5,330 | 7,200 | 7,800 |
| 販 売 | 182,755 | 170,442 | 184,800 | 210,000 |
| 加 工 | 28,871 | 31,330 | 35,100 | 39,000 |
| 森林整備 | 464,391 | 438,054 | 468,700 | 492,200 |
| 事業総利益 | 241,298 | 241,109 | 246,200 | 263,800 |
| 事業管理費 | 203,832 | 211,400 | 216,050 | 219,900 |
| 人件費 | 178,632 | 185,000 | 188,700 | 192,500 |
| 旅費交通費 | 109 | 300 | 350 | 400 |
| 事務費 | 2,000 | 2,200 | 2,400 | 2,400 |
| 業務費 | 3,467 | 3,500 | 3,500 | 3,500 |
| 諸税負担金 | 6,501 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| 施設費・雑費 | 13,123 | 13,400 | 14,100 | 14,100 |
| 事業利益 | 37,466 | 29,709 | 30,150 | 43,900 |
| 事業外損益 | 3,842 | 500 | 1,000 | 2,000 |
| 経常利益 | 41,308 | 30,209 | 31,150 | 45,900 |
| 特別損益 | -2,116 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 税引前当期純利益 | 39,192 | 31,209 | 32,150 | 46,900 |
| 法人税・住民税等 | 4,716 | 7,500 | 7,700 | 11,500 |
| 当期剰余金 | 34,476 | 23,709 | 24,450 | 35,400 |



《SDGs宣言》

1 SDGsとは

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals/SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。貧困・飢餓・気候変動など人類・地球全体が直面する問題を解決し「持続可能」な世界を実現するために、2030年までの達成を目指して世界各国で取り組みが進められています。

2 SDGsへの貢献

(1) 持続可能な森林経営の推進

組合員サービスの向上と主伐、造林、下刈、間伐等の森林整備を通じて、「水源涵養」、「国土保全」、「二酸化炭素の吸収」など森林の持つ公益的機能の発揮を実現します。また、「伐って、使って、植える」という持続可能な森林経営を効率的に実施するため、ICT等を活用したスマート林業を実践し、地域経済の発展、多様な生物の生息環境保全、森が育んだ水を河川から供給し、豊かな海づくりにも貢献します。



(2) 県産材の生産・流通と利用促進

SGECやFSC等の森林認証の取得を推進し、公正な木材生産と取引を実現します。また、県産材等の森林資源をエネルギーや住宅以外の建築物等への利用拡大を図り、組合員の林業所得向上に貢献するとともに、木質化による街並みの景観保全、人にやさしい街づくりを推奨します。加えて、地方公共団体等と連携して木育活動を展開し、森林に対する親しみ、環境教育の推進を図ります。

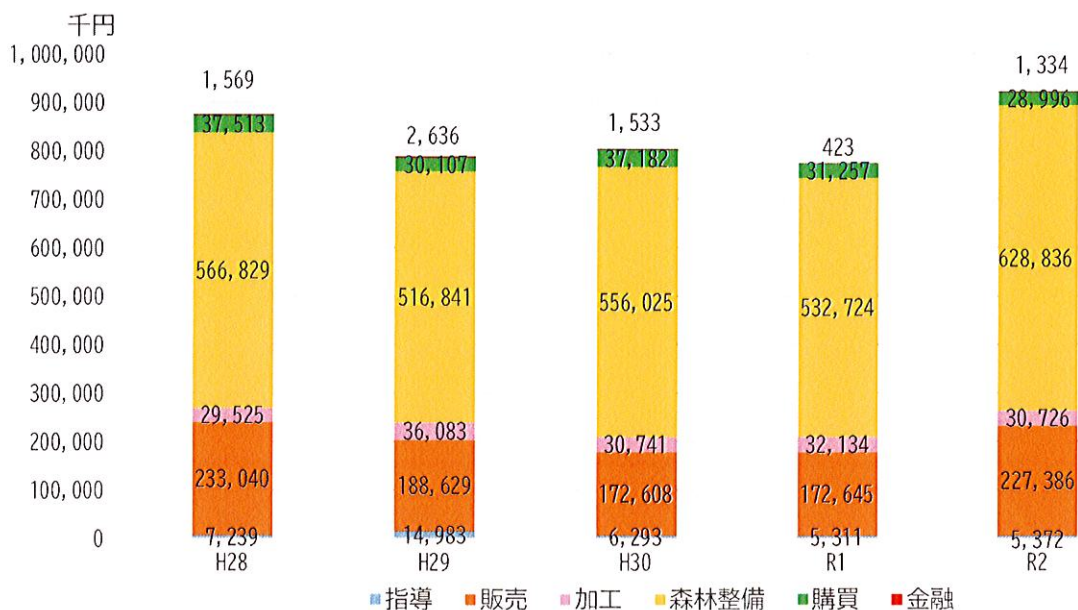


(3) 協同組合活動の実施と働きがいのある職場づくり

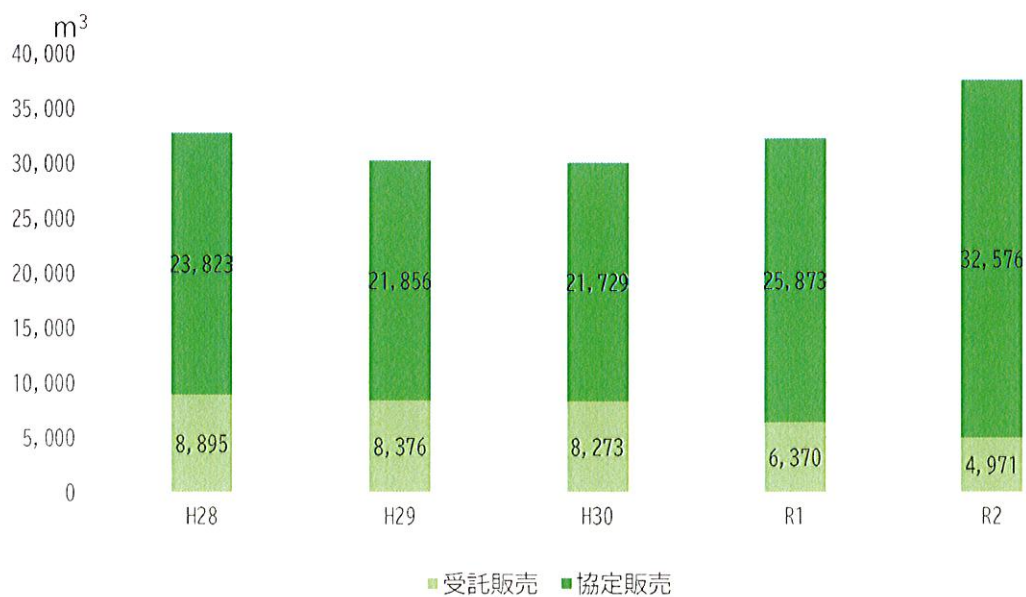
協同組合活動の実施と他の協同組合、地方自治体との連携を強化し、共同商品開発や事業の共同運営などの相互発展に関する勉強会・交流会等の開催を通じ、パートナーシップの活性化を図ります。また、林業就業希望者の掘り起こしを関係機関とともに進めるとともに、差別の排除と男女平等の確保、より働きやすく、やりがいのある職場環境の構築を目指します。



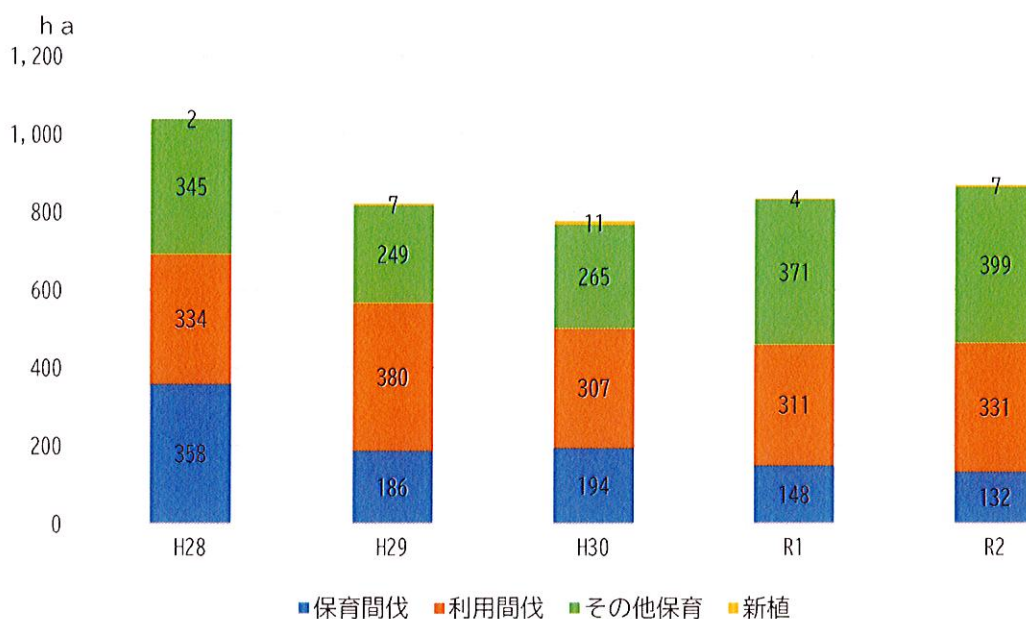
1 部門別事業総収益の推移



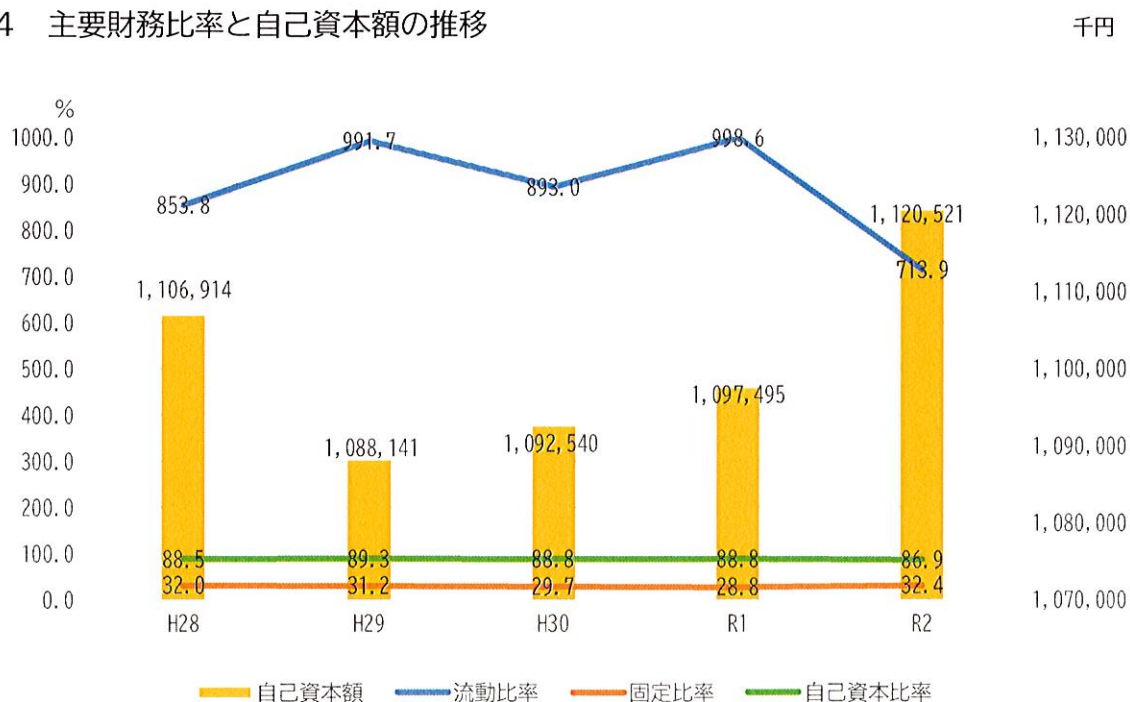
2 木材生産量の推移



3 森林整備（新植、間伐等）の推移



4 主要財務比率と自己資本額の推移



注)①流動比率（流動資産／流動負債）

流動比率は、1年以内の借入金等とこれらを返済するのに必要な財源とを比較する比率

②固定比率（固定資産／自己資本）

固定比率は、固定資産がどの程度自己資本によって賄われているかを示す比率

③自己資本比率（自己資本／総資本）

自己資本比率は、総資本に占める自己資本の割合を示す比率